

## 「114バンキングアプリ基本利用規定」の一部改定について

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

さて、早速ではございますが、2026年4月7日より「114バンキングアプリ基本利用規定」を改定いたしますのでご案内申し上げます。

●「新」欄：追加・修正箇所を赤字で表示（項番変更等軽微な修正は除く）

旧	新
	<p><b>第24条 家族口座照会</b></p> <p>1. 内容 本アプリを利用しているお客さまが、「見せる相手」として登録したご家族等に本アプリに登録している普通預金および貯蓄預金口座（以下、「アプリ登録口座」といいます。）の残高、入出金明細を参照させることができます。</p> <p>2. 利用目的 本アプリをご利用中のご家族間における家計管理を主な目的とします。お申込みされたお客さまご本人とそのご家族等において、アプリ登録口座の残高、入出金明細を共有することを目的としてご利用いただくものとします。</p> <p>3. 利用申込み お客さまは、本アプリ上で、本アプリをご利用中のご家族等を「見せる相手」として登録いただく方法により、家族口座照会をご利用いただくことができます。ただし、お客さまご本人または「見せる相手」として登録いただくご家族等が本アプリの口座連携登録を行っていただいていない場合には、お申込みいただくことはできません。 お客さまは家族口座照会のご利用にあたり、以下の内容についてご同意いただくものとします。</p>

- ① 家族口座照会のお申込み以降、お客さまご本人のお名前、取引店名、口座番号、残高および入出金明細が、本項により登録されたご家族等が利用している本アプリ上でご家族等に対して提供されます。
- ② 提供される入出金明細には、家族口座照会のお申込日以前の過去の明細も含まれます。
- ③ 入出金明細で表示されるすべての取引が提供の対象です。具体的には、振込明細の場合は振込依頼人名や受取人名等についても提供の対象となります。
- ④ 家族口座照会に登録いただく口座数は当行所定の数を超えることはできません。

#### 4. 利用の解除・停止等

- ① 家族口座照会をご利用中のお客さまは、家族口座照会の利用を取り止めることができます。
- ② 登録されたご家族等がお客さまご本人の入出金明細画面を参照しているタイミングと同時に、前項の解除操作を行った場合は、登録されたご家族等が操作した時点で参照ができなくなります。
- ③ お客さまがアプリ登録口座の解約または取引の停止等により、本アプリをご利用できない場合または登録されたご家族等が本アプリをご利用できない場合等は、家族口座照会も利用できません。この場合、当行はお客さまに通知することなく家族口座照会を解約または停止できるものとなります。

#### 5. 免責事項

登録・解除はお客さまご自身の責任において実施いただきます。誤って登録・解除された等の事由によりご自身または第三者に損害が生じた場合も、当行は一切の責任を負いません。